

令和4年12月19日

関東信越法人会連絡協議会
会長 池田 一義 様

関東信越国税局 課税第二部
消費税課長 霜崎 良人

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ及び協力依頼

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始となる令和5年10月が、残り約9か月と迫ってきました。

引き続き、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、下記の内容について、各県連、各单位会及び各会員の皆様に周知いただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、各税務署から、各県連及び各单位会へ同趣旨のお願いをさせていただくこととしておりますので、その旨、併せて周知していただくようお願いいたします。

記

1 早期登録申請のご案内

インボイス発行事業者の早期登録申請に御協力いただきありがとうございます。

今後も引き続き、取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている会員の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

国税庁HPには、会員の皆様やその取引先が登録の可否などを検討するに当たってのチェックシートを用意しておりますので、是非ご活用ください（別添1「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」）。

なお、登録申請はe-Taxより実施していただくことをお勧めしております。詳しくは国税庁HP「インボイス制度特設サイト」の申請手続ページをご覧ください。

また、局署主催の説明会及びオンライン説明会も引き続き実施しております。貴会、

各県連及び各単位会が開催される説明会への職員の派遣等も引き続き行っておりますので、国税局又は各税務署までご相談ください。

2 会報誌等への掲載媒体について

インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、各県連、各単位会及び各会員の皆様に周知いただくとともに、記事下広告については会員向け会報誌等へ掲載いただくなど御協力のほどよろしくお願いいたします。

記事下広告については、PDFデータやIllustratorファイルにて提供させていただきます。

3 支援策等について

インボイス制度への対応に取り組むための各種支援策については、中小企業庁HPに掲載されております。令和4年度第2次補正予算では、IT導入補助金における補助下限の撤廃や、小規模事業者持続化補助金における補助上限の一律50万円上乗せ等が実施されます。

また、公正取引委員会等のHPにおいて、免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(別添2)を取りまとめて公表しておりますので、概要と併せて送付いたします。

インボイス制度への対応に当たっては、これらの情報も参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 御参考

- ・ 国税庁HP「インボイス制度特設サイト」説明会ご案内ページ
- ・ 中小企業庁HP「インボイス制度への対応に取り組む皆様へ」
- ・ 公正取引委員会HP「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

[<国税庁HP>](#)



[<中小企業庁HP>](#)



[<公正取引委員会HP>](#)

